

中央広域環境施設組合
新ごみ処理施設整備・運営事業
実施方針

令和4年9月

中央広域環境施設組合

目次

第1章	用語の定義	1
第2章	事業内容に関する事項	2
1.	事業名称	2
2.	本事業の対象となる公共施設等の種類	2
3.	公共施設の管理者	2
4.	事業目的	2
5.	施設概要	2
6.	事業方式	2
7.	契約形態	3
8.	事業期間	3
9.	事業期間終了後の措置	3
10.	本事業の対象となる業務範囲	4
11.	事業者の収入	5
12.	本組合が適用を予定している交付金	5
13.	法令等の遵守	5
14.	事業スケジュール（予定）	5
第3章	特定事業の選定及び公表	6
1.	選定基準	6
2.	選定方法	6
3.	選定結果の公表	6
第4章	募集及び選定に関する事項	7
1.	事業者の募集及び選定方法	7
2.	事業者の募集及び選定手順	7
3.	応募者の審査及び落札者の決定	8
4.	落札者決定後の手続き	9
第5章	応募者の入札参加資格要件	10
1.	入札参加資格要件	10
第6章	事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1.	想定されるサービスの水準・仕様	13
2.	想定されるリスクの分担	13
3.	本組合による事業の実施状況モニタリング	13
第7章	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1.	立地に関する事項	14
第8章	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	15
1.	疑義が生じた場合の措置	15
2.	管轄裁判所	15

第9章	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	16
1.	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	16
2.	本組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	16
3.	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	16
第10章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
第11章	その他事業の実施に関し必要な事項	18
1.	議会の議決	18
2.	情報提供	18
3.	応募に伴う費用負担	18
4.	実施方針に関する問い合わせ先	18

第1章 用語の定義

「中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」に用いる用語の定義を次に示す。

用語	定義
本事業	中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業
本組合	中央広域環境施設組合
構成市町	阿波市、板野町及び上板町
DBO方式	Design（設計）・Build（建設）・Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法
建設業務	本事業のうち、新施設の設計及び建設に係る業務
運営業務	本事業のうち、新施設の運営及び維持管理に係る業務
応募者	本事業の入札手続きに参加する企業または企業グループ
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める企業
落札者	応募者の中から本事業を実施する者として本組合が選定する者
事業者	本組合と本事業の基本契約を締結する者（落札者の構成員及び運営事業者で構成）
建設事業者	本組合と建設工事請負契約を締結する者（新施設の設計及び建設を担当する者）
運営事業者	本組合と運営業務委託契約を締結する者 （新施設の運営及び維持管理を担当する者）
構成員	応募者のうち、運営事業者に出資する企業
協力企業	応募者のうち、運営事業者に出資しない企業
構成企業	構成員及び協力企業の総称
基本協定	事業者の選定後、本事業開始のために必要となる基本的事項（権利、手続き、義務など）を定め、本組合と落札者が締結する協定
基本契約	事業者に本事業を発注するための基本的事項について本組合と落札者で締結する契約
建設工事 請負契約	本事業の建設業務の実施のために基本契約に基づき本組合と建設事業者が締結する契約
運営業務 委託契約	本事業の運営業務の実施のために基本契約に基づき本組合と運営事業者が締結する契約
事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の3つの契約をまとめた総称
入札説明書 等	入札説明書、要求水準書（整備編）、要求水準書（運営編）、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営業務委託契約書（案）をまとめた総称
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

第2章 事業内容に関する事項

1. 事業名称

中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の種類

種類：一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設の固形燃料化施設）

3. 公共施設の管理者

管理者：藤井 正助

4. 事業目的

本組合は、循環型社会の形成に寄与するため、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制できるごみ燃料化施設（好気性発酵乾燥方式）を次期ごみ処理方式に選定した。構成市町から排出される一般廃棄物から固形燃料を成形し、化石燃料の代替燃料として利用することで地球温暖化防止に貢献し、また、安全かつ安定した施設の稼働を実現し、経済性と効率性に優れた新施設の整備及び運営を行う。

また、本事業においては、本組合が新施設の整備及び運営を民間事業者に一括で長期的に委託することで民間事業者の創意工夫を活かし、本事業における本組合の財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

5. 施設概要

建設予定地：徳島県阿波市阿波町東長峰

敷地面積：18,265m²（建築予定面積）※ただし、緑地（自然林）等を除く

処理方式：ごみ燃料化施設（好気性発酵乾燥方式）

※衛生化工程・安定化工程・冷却工程があり、好気性環境下で微生物の発酵作用を利用し、水分を蒸発し、廃棄物を乾燥させ、その後、選別等を行い、固形燃料を成形する。

年間処理量：15,394t/年

日平均受入量：42.18t/日

日最大受入量：175.51t/日

処理対象廃棄物：生活系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物〔可燃ごみ〕

6. 事業方式

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、事業者が本組合所有となる新施設の整備及び運営に係る業務を一括して行うDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

なお、新施設の運営業務の実施主体としての特別目的会社（SPC）の設立は、任意とする。

7. 契約形態

本組合は、本事業開始のための基本的事項に関し、基本協定を落札者と締結する。基本協定に基づき、本事業の建設業務及び運営業務を一括で行わせるため、基本契約を事業者と締結する。また、本組合は、基本契約に基づき、事業者のうち、建設事業者と建設工事請負契約を、運営事業者と運営業務委託契約を締結する。

(以下、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の3つの契約をまとめて、「事業契約」という。)

8. 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

事業期間：事業契約締結日から令和27年7月31日まで

設計・建設期間：事業契約締結日から令和7年7月31日まで

運営期間：令和7年8月1日から令和27年7月31日まで

9. 事業期間終了後の措置

新施設では、供用開始後20年以上の使用を前提とし、建設業務及び運営業務を行うものとする。

本組合及び事業者は、新施設の事業期間終了後の措置について、運営開始後少なくとも15年目までには、協議を開始する。

10. 本事業の対象となる業務範囲

本組合及び事業者が行う本事業の業務範囲は、以下のとおりとする。また、各項目の詳細は、入札公告時の資料（中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書（整備編）及び要求水準書（運営編））に示すこととする。

1) 事業者が行う業務

(1) 新施設の設計及び建設に関する業務

- ① 新施設の設計
- ② 新施設の建設
- ③ 本組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ④ 本組合の交付金申請支援
- ⑤ 本組合が行う許認可申請支援
- ⑥ 建設工事に係る許認可申請
- ⑦ 近隣住民等の対応
- ⑧ 新施設の設計及び建設のセルフモニタリング

(2) 新施設の運営に関する業務

- ① 受付業務
- ② 運転管理業務
- ③ 維持管理業務
- ④ 環境管理業務
- ⑤ 防災管理業務
- ⑥ 情報管理業務
- ⑦ その他関連業務
- ⑧ 近隣住民等の対応（見学者対応を含む。）
- ⑨ 新施設の運営のセルフモニタリング

2) 本組合が行う業務

(1) 新施設の設計及び建設に関する業務

- ① 住民等の対応
- ② 新施設の交付金申請手続き
- ③ 新施設の許認可申請手続き
- ④ 新施設の設計及び建設のモニタリング

(2) 新施設の運営に関する業務

- ① 住民等の対応
- ② 新施設への一般廃棄物等の搬入
- ③ 新施設の運営のモニタリング

11. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりとする。

1) 新施設の設計及び建設に係る対価

(1) 本組合は、本事業の設計及び建設に係る対価として、建設業務費を建設業者に支払う。

2) 新施設の運営に係る対価

(1) 本組合は、本事業の運営に係る対価として、運營業務委託費（固定費と変動費（廃棄物搬入量に応じて変動）の合計）を運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき、年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて運營業務委託費の改定を行う。

(2) 本事業で成形する固形燃料の売却益は、運営事業者の収益とする。

(3) 本事業で設置する太陽光発電設備による発電電力は場内利用又は売電し、売電した場合の売却益は、運営事業者の収益とする。

12. 本組合が適用を予定している交付金

本組合は、本事業の実施に関し、循環型社会形成推進交付金（以下、「交付金」という。）の適用を予定しており、交付金の申請等の手続きは本組合が行うが、建設事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について、本組合を支援するものとする。

13. 法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

14. 事業スケジュール（予定）

1) 実施方針の公表：令和4年9月16日

2) 特定事業の公表：令和4年10月上旬

3) 入札公告：令和4年10月上旬

4) 事業提案書の提出：令和4年12月中旬

5) 落札者の決定及び公表：令和5年1月中旬

6) 基本協定の締結：令和5年1月下旬

7) 仮事業契約の締結：令和5年2月下旬

8) 事業契約の締結：令和5年4月上旬

9) 新施設の設計及び建設：事業契約締結日から令和7年7月まで

10) 新施設の運営：令和7年8月から令和27年7月（20年間）まで

第3章 特定事業の選定及び公表

1. 選定基準

本事業を DBO 方式で実施することにより、事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は本組合の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できる場合は、本事業を特定事業に選定する。

2. 選定方法

本組合の財政負担見込額の算定にあたり、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

3. 選定結果の公表

特定事業の選定を行った場合は、その判断の結果を評価内容と併せて公表し、特定事業として選定しないと判断した場合においても同様に公表する。

第4章 募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、入札手続きに参加する応募者が本事業の入札公告に際して配布する入札説明書等に示す入札参加資格要件を満たしており、かつ、応募者の提案内容が技術的観点等から本組合の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として落札者を選定する。なお、落札者の選定は、公平性及び透明性の観点から総合評価一般競争入札方式により行うことを予定している。

2. 事業者の募集及び選定手順

1) 募集及び選定スケジュール（予定）

実施方針の公表	: 令和4年9月16日
実施方針に関する質問等の受付期限	: 令和4年9月27日
実施方針に関する質問に対する回答	: 令和4年10月上旬
特定事業の選定結果の公表	: 令和4年10月上旬
入札公告（入札説明書等の公表）	: 令和4年10月上旬
入札説明書等に関する質問の受付期限	: 令和4年10月下旬
入札説明書等に関する質問に対する回答	: 令和4年10月下旬
入札参加資格審査申請書受付期限	: 令和4年11月上旬
入札参加資格審査結果通知	: 令和4年11月中旬
事業提案書の受付期限	: 令和4年12月中旬
事業提案書基礎審査結果通知	: 令和4年12月下旬
事業提案書に関するヒアリング	: 令和5年1月中旬
落札者の決定及び公表	: 令和5年1月中旬
基本協定の締結	: 令和5年1月下旬
仮事業契約の締結	: 令和5年2月下旬
事業契約の締結	: 令和5年4月上旬

2) 実施方針に関する質問等の受付

実施方針に関する質問等は、以下のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

実施方針の公表日から令和4年9月27日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

実施方針と同時に本組合ホームページに公表する「(様式1) 実施方針に関する質問・意見書」に記入の上、そのファイルをEmailに添付し、送付する。

① 提出先

中央広域環境施設組合施設整備局施設整備課

Email : chuou_kouiki_11@ck-kankyuu.org

② タイトル

「【提出者名】中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針に関する質問・意見」

③ 到達の確認方法

(様式1)を提出した者に対して、本組合が到達確認メールを送信する。

④ 回答の公表

令和4年10月上旬に本組合ホームページに公表する

3) 入札公告（入札説明書等の公表）

本組合は、実施方針に関する質問等を踏まえ、令和4年10月上旬に入札公告を行う。併せて、本組合ホームページに入札説明書、要求水準書（整備編）、要求水準書（運営編）、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営業務委託契約書（案）を公表する。

3. 応募者の審査及び落札者の決定

1) 審査機関

本組合は、応募者の事業提案の審査を公平かつ専門的知見に基づき実施するために、本組合が設置した選定委員会において審査を実施する。

2) 審査手順

(1) 入札参加資格審査

入札参加資格審査は、入札参加資格審査申請書について審査を行い、入札参加資格要件の具備を確認する。

(2) 事業提案審査

事業提案審査は、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において事業提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。

(3) 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示すとおりとする。

(4) 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するほか、結果概要及び審査講評を本組合ホームページに公表する。

4. 落札者決定後の手続き

1) 基本協定の締結

落札者決定後、本組合と落札者は、速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社（SPC）の設立等について規定した基本協定を締結する。

2) 特別目的会社（SPC）の設立

特別目的会社（SPC）の設立は任意とし、設立する場合は、落札者は会社法に基づき速やかに設立すること。詳細は、「第 5 章応募者の入札参加資格要件 1 入札参加資格要件 3) 特別目的会社（SPC）の設立に関する事項」を確認すること。

3) 契約内容に関する協議

本組合と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨、解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第5章 応募者の入札参加資格要件

1. 入札参加資格要件

1) 応募者の構成

応募者の構成については、以下に示す規定のとおりとする。なお、応募者の構成にあたり、構成市町内に本社又は本店がある事業者を積極的に採用すること。

- (1) 応募者は、入札参加資格要件を全て満たす単独の企業又は「第2章事業内容に関する事項10本事業の対象となる業務範囲1)事業者が行う業務」に示すそれぞれの業務を担当する複数の企業（以下、「企業グループ」という。）で構成されるものとする。なお、企業グループを構成する場合は、参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 応募者は、建設業務において、建設JV（特定建設工事共同企業体）（以下、「建設JV」という。）を設立する場合、「第5章応募者の入札参加資格要件1入札参加資格要件4) 応募者の入札参加資格要件（2）新施設の建築物の設計及び建設を行う者の要件」を全て満たす1者を建設JVの「建設JV代表企業」として定めるものとする。
- (3) 応募者が企業グループの場合、当該応募者を代表する「代表企業」を企業グループの中から1者を選定し、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。
- (4) 応募者を構成するメンバーの変更は認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 応募者を構成するメンバーは、他の応募者を構成するメンバーとなることはできない。

2) 建設JV設立に関する事項

本事業の施工を目的に、建設JVを結成し、工事にあたる場合の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 建設JVの結成方法は、自主結成とする。
- (2) 建設JVの運営形態（共同施工方式又は分担施工方式）は、任意とする。
- (3) 共同企業体の建設JV代表企業は、「第5章応募者の入札参加資格要件1入札参加資格要件4) 応募者の入札参加資格要件（2）新施設の建築物の設計及び建設を行う者の要件」を全て満たす1者でなければならない。
- (4) 本組合と契約を締結した建設JVの有効期間は、当該工事の完成後3ヵ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了であっても、当該工事につき、契約不適合責任がある場合には、建設JVを構成する企業は、連帯してその責めを負うものとする。

3) 特別目的会社（SPC）の設立に関する事項

応募者が、運営期間にわたり新施設の運営業務を行う特別目的会社（SPC）の設立を提案する場合は、以下の要件を満たすこととする。

- (1) 応募者は、運営事業者に出資する企業（以下、「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下、「協力企業」という。）（以下、構成員と協力企業を総称して「構成企業」という。）で構成されるものとし、構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、応募者は、「第5章応募者の入札参加資格要件1入札参加資格要件4) 応募者の入札参加資格要件」を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに、参加表明時に企業名を表明しなければならない。

- (2) 運營業務において、運営事業者から「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
 - (3) 落札者の構成員は、仮事業契約の締結までに特別目的会社（SPC）を設立すること。
 - (4) 特別目的会社（SPC）の目的は、本事業の運營業務を実施することのみであること。
 - (5) 応募者のうち、代表企業及び新施設の運営を行う者は、特別目的会社（SPC）に出資を行う。なお、代表企業は、特別目的会社（SPC）の設立時から事業期間を通じて最大出資者となることとする。
 - (6) 全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社（SPC）の株式を保有し、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
 - (7) 運営事業者の本店は、阿波市内に置くこととする。
- 4) 応募者の入札参加資格要件
- (1) 共通の入札参加資格要件

以下に掲げるいずれかに該当する者は、代表企業、構成員又は協力企業となることはできない。

 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当する者
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）
 - ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）
 - ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者
 - ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 5 年を経過していない者
 - ⑥ 阿波市建設業者指名停止措置要綱、板野町建設業者等指名停止等措置要綱及び上板町建設業者等指名停止等措置要綱の各規程に基づく指名停止期間中である者。
 - ⑦ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
 - ⑧ 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上、経営に参画している者を含む）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者。（応募者が企業グループの場合、構成する全てのメンバー）
 - (2) 新施設の建築物の設計及び建設を行う者の要件

新施設の建築物の設計及び建設を行う者は、以下の要件を満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者が次の要件を全て満たすこと。

 - ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規程に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
 - ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業

の許可を受けていること。

- ③ 新施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。これらの技術者は、入札参加資格審査申請書提出日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

- ④ 新施設の建築物と同種又は類似の建設工事の施工実績を有すること。

(3) 新施設のプラント設備の設計及び建設を行う者の要件

新施設のプラント設備の設計及び建設を行う者は、次の要件を満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者が次の要件を満たすこと。

- ① 新施設のプラント設備と同種又は類似の建設工事の施工実績を有すること。

(4) 新施設の運営を行う者の要件

新施設の運営を行う者は、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担う 1 者が次の要件を満たすこと。

- ① 新施設と同種又は類似の運営実績を有すること。

5) 参加資格の確認

- (1) 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格審査申請書受付期限日とする。
- (2) 落札者決定日までの間に応募者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- (3) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者を構成するメンバーが入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は応募者の落札者決定を取り消す。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合はこの限りではない。なお、本組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

第6章 事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び事業提案書に基づき、本事業の入札説明書等に示す新施設の機能（性能要件）が十分発揮できるように建設業務及び運営業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。建設業務及び運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本組合がリスクを負うこととする。

2) 想定されるリスク分担

予想されるリスク及び本組合と事業者のリスク分担は、原則として、「添付資料 2 リスク分担表」に定めるとおりとし、その詳細については、入札説明書等に示し、最終的には、事業契約で定めることとする。

3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本組合又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則として、その責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは事業者が責任を負うとしたリスクや本組合及び事業者が共同して責任を負うとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法は、事業契約に示す契約条件等のおりとする。

3. 本組合による事業の実施状況モニタリング

本組合は、事業者が実施する新施設の設計・施工及び運営・維持管理段階における全ての業務についてモニタリングを実施する。モニタリングの方法、内容等は、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設の建設業務及び運営業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本組合は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出及び実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第7章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

- 1) 設置予定地の所在：徳島県阿波市阿波町東長峰
- 2) 設置予定地の面積：18,265m²（建築予定面積）※ただし、緑地（自然林）等を除く
- 3) 都市計画：都市計画区域外
 - (1) 用途地域：無指定
 - (2) 防火地域：無指定
 - (3) 高度地区：無指定
 - (4) 建蔽率：無指定
 - (5) 容積率：無指定
- 4) その他
 - (1) 砂防法：一部砂防指定地に該当
 - (2) 阿波市ため池ハザードマップ：敷地内の一部に浸水被害の想定があるものの、造成工事により浸水対策を実施予定

第8章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本組合と事業者は協議するものとし、協議が整わない場合は法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争は、徳島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9章 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
 - 1) 事業者が実施する本事業の業務内容について事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができない場合、本組合は事業契約を解除することができる。
 - 2) 事業者の財務状況が著しく悪化又は事業者が倒産し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は事業契約を解除することができる。
 - 3) 前二号の規定により本組合が事業契約を解除した場合、事業者は本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 本組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
 - 1) 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
 - 2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本組合は事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合
 - 1) 不可抗力、その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わない時は、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本組合及び事業者は事業契約を解除することができる。

第10章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第11章 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本組合は、事業契約の締結にあたり、建設工事請負契約の締結について、あらかじめ本組合議会の議決を経るものとする。

2. 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、本組合ホームページで行う。

3. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

4. 実施方針に関する問い合わせ先

中央広域環境施設組合施設整備局施設整備課

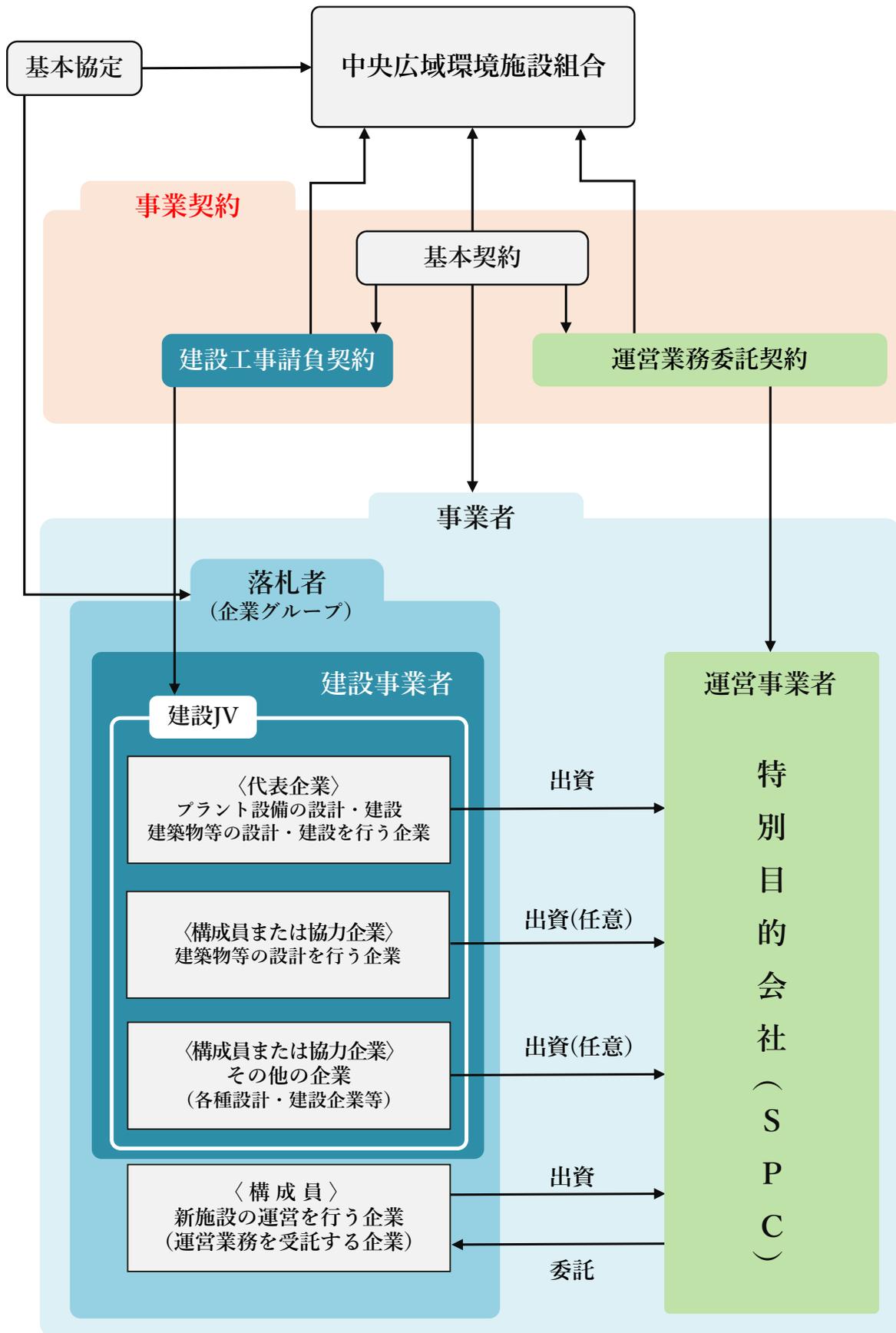
〒771-1402 徳島県阿波市吉野町西条字藤原 70 番地 1

TEL : 088-661-6031

FAX : 088-661-6032

Email : chuou_kouiki_11@ck-kankyuu.org

(添付資料1) 事業スキーム (例)



(添付資料2) リスク分担表

本事業のリスク分担表は、主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に事業契約書（案）において示す。

No.	期間	分類	内容	負担区分	
				公共	民間
1	全 期 間 共 通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書、要求水準書等の誤り又は変更	○	
2		資金調達	本組合の事業実施に要する資金調達	○	
3			民間事業者の事業実施に要する資金調達		○
4			本組合の事由により予定した交付金が交付されない場合	○	
5			民間事業者の事由により予定した交付金が交付されない場合		○
6			契約締結	本組合の事由により契約締結ができない又は契約手続きに時間を要する場合	○
7		民間事業者の事由により契約締結ができない又は契約手続きに時間を要する場合			○
8		法令・制度等変更	事業に直接影響を及ぼす法令、許認可、税制、料金制度等の変更	○	
9		政策等変更	本組合に関わる政策変更に伴う事業遅延、操業中止、費用増大等	○	
10		許認可取得	民間事業者の事業実施に要する許認可取得の遅延		○
11		住民対応・合意	事業内容等の事業実施に関する住民反対運動、訴訟等	○	
12			民間事業者が行う調査、設計、工事、維持管理、運営に関する住民反対運動、訴訟等		○
13		第三者賠償	民間事業者の事業実施に起因する事故等（施設劣化等の維持管理不備等）により第三者に及ぼす損害		○
14		環境保全	民間事業者の事業実施に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		○
15		債務不履行	本組合の事由による債務不履行、契約破棄	○	
16			民間事業者の事由による債務不履行、契約破棄（財務状況の悪化等による事業破綻等）		○
17		金利変動	金利上昇に伴う資金調達費用の増大	○	
18		物価変動	物価変動（インフレーション、デフレーション）に伴う一般廃棄物処理に要する費用の増大	○	
19		災害廃棄物処理先確保	発災時に生じる災害廃棄物処理先の確保	○	
20		不可抗力	天災、暴動等の自然的又は人為的な出来事により、本組合及び民間事業者の責めに帰すことができない場合における事業の中断等	○	

凡例：○（主分担）、△（従分担：一定程度までは分担）

No.	期間	分類	内容	負担区分	
				公共	民間
21	設計段階	用地取得	事業実施に要する事業用地の取得	○	
22		応募	事業参画のための提案書等の作成に要する費用		○
23		測量・調査	本組合が実施する測量、調査の誤り	○	
24			民間事業者が実施する測量、調査の誤り		○
25		設計変更	本組合の指示、提示条件の不備、変更等による費用の増大及び計画の遅延	○	
26			民間事業者の提案内容の不備、変更等による費用の増大及び計画の遅延		○
27		建設着工遅延	本組合の指示、提示条件の不備、変更等による建設着工の遅延	○	
28			民間事業者の事由による建設着工の遅延（不可抗力除く）		○
29	建設段階	整備費増大	本組合の指示、提示条件の不備、変更等による費用の増大（為替変動含む）	○	
30			民間事業者の事由による費用の増大		○
31		工事遅延	本組合の指示、提示条件の不備、変更等による工事の遅延	○	
32			民間事業者の事由による工事の遅延（不可抗力除く）		○
33		施工管理	工事目的物、材料、他関連工事により生じる損害		○
34		要求水準未達	規定の要求水準の未達によって生じる改善のための費用増大		○
35	運営段階	ごみ量変動	受入、搬入する一般廃棄物のごみ量が契約に規定する範囲内で変動した場合に伴う費用の変動及びリスク		○
36			受入、搬入する一般廃棄物のごみ量が契約に規定する範囲外で変動した場合に伴う費用の変動及びリスク	○	
37		搬入管理	受入、搬入する一般廃棄物のごみ質に起因するトラブル、事故に関する費用の増大、運転停止	○	△
38		運営費増大	本組合の指示による運営費の増大	○	
39			運営不備（設備機器の運転基準、維持管理基準未達等）による運営費の増大及び運転停止		○
40		固形燃料供給先確保	施設運営開始時の固形燃料供給先の確保	△	○
41			施設運営時に固形燃料供給先の事由による民間事業者の責めに帰すことができない場合	別途協議	
42		固形燃料単価変動	固形燃料供給先の事由による固形燃料の単価変動に伴う費用の増大	○	
43		要求水準未達	規定の要求水準の未達によって生じる改善のための費用増大		○
44		性能確保	事業終了時の要求水準の保持		○

凡例：○（主分担）、△（従分担：一定程度までは分担）